

留学エージェントの皆様へ

よくあるご質問と回答について

### Q1 トビタテのロゴをパンフレットやWEBに掲載するにはどうしたらよいですか？

ロゴマークを掲載する場合は、ロゴマーク掲載申請を行う必要があります。マニュアル・ガイドラインをご確認の上、ロゴマーク等使用申請書に必要事項を記入し、掲載時のイメージ画像を添付の上、メールまたは郵送にてご提出ください。掲載期間の上限は1年間で、毎年申請が必要となります。また、WEBサイト、チラシ等、媒体ごとに掲載イメージを提出して頂く必要があります。詳しくは、以下リンク先をご覧ください。

※なお、事務局及び文部科学省担当者にて確認を行うため、承認までに最長1か月程度いただく場合があります。

<http://www.tobitate.mext.go.jp/about/index.html>

[http://www.tobitate.mext.go.jp/download.html#logo\\_manual](http://www.tobitate.mext.go.jp/download.html#logo_manual)

### Q2 留学エージェントリストページに掲載してもらうにはどうしたらよいですか？掲載された場合、トビタテ！留学JAPAN事務局から公認を得たと考えてよいのでしょうか？

日本代表プログラムの主旨を理解し応募要件を満たすプログラムを有している留学エージェント名を掲載するページ (<http://www.tobitate.mext.go.jp/hs/program/about.html>) の次回の募集については、2018年10月以降に開催予定の第5期募集説明会(留学エージェント向け)でご案内します。

当事務局として特定のプログラムや留学エージェント・団体を認定・公認する事はありません。あくまで、募集要件に合致したプログラムが提供できる留学エージェント・団体を掲載しているのみとなりますので、そのような一般顧客の誤認を招く表記を発見した場合は、当事務局までご一報ください。

### Q3. リスティング広告にトビタテの名前を表記してもよいですか？

検索エンジンにおけるリスティング広告テキスト（例：Google Adwords 広告、Yahoo！プロモーション広告など）に「トビタテ！留学JAPAN」「トビタテ」という文言を使用する際は、トビタテ！留学JAPAN公式HPと閲覧者が誤認しないようにご配慮ください。

例) × トビタテ奨学金プログラムに応募したい方へ

○ トビタテ奨学金に対応したプランを御用意

**Q4. 広報ツールにトビタテ！留学 JAPAN 公式 HP のコンテンツやデザインを引用してもよいですか？**

チラシや WEB サイトにおいて「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の対象となる留学プログラムを広報するために、トビタテ！留学 JAPAN 公式 HP のデザインやコンテンツを引用される際には、必ず出典を明記してください。デザインをアレンジして流用する行為は、著作人格権の侵害にあたる可能性がありますので、ご注意ください。

トビタテ！留学 JAPAN 公式 HP へのリンク・著作権ガイドラインについては下記ページをご参照ください。

<http://www.tobitate.mext.go.jp/link.html>

**本件に関するお問い合わせ・申請先**

独立行政法人 日本学生支援機構

グローバル人材育成部 グローバル人材育成企画課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3 - 2 - 2

電話: 03-6734-4923 (直通)